

令和6年度

長狭地区火葬場火葬炉設備修繕工事

特記仕様書

安房郡市広域市町村圏事務組合

特記仕様書

工事名 令和6年度 長狭地区火葬場火葬炉設備修繕工事

工事場所 鴨川市東町 1850 番地 17 長狭地区火葬場

第1章 総則

第1条 適用

本工事の施工にあたっての一般的事項は「公共建築工事標準仕様書（機械設備編）」、「公共建築工事標準仕様書（電気設備編）」「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」によるものとする。

第2条 安全管理

工事中の危険防止対策を十分に行い適切な安全管理を行わなければならない。

第3条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- 1 資材置き場、材料搬入路、仮設事務所などについては発注者と協議し火葬場業務に支障がないようにすること。
- 2 不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
- 3 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第4条 工期

契約日の翌日から令和7年3月21日まで

第5条 震災対策

- 1 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
- 2 地震予知情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保安措置を講ずるものとする。

第6条 建設廃棄物

建設廃棄物を搬出する時は、下記のとおりとする。

- 1 建設廃棄物は、産業廃棄物処分業許可業者に搬出するものとする。なお、運搬に先立ち受入条件等を確認し、監督職員に報告しなければならない。
- 2 建設廃棄物の処分に先立ち、別紙「建設副産物処理承認申請書」により監督職員のものとする。

確認を受け、同申請書を2部提出すること。

- 3 建設廃棄物の処分にあたって、搬出事業者（元請業者）は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、建設廃棄物処理委託契約書（厚生省作成または建設八団体廃棄物対策連絡会作成様式）を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。

なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設副産物処理委託契約を締結すること。

- 4 建設廃棄物の処理完了後速やかに別紙「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に2部提出するとともに、実際に要した処分費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提示し、確認を受けること。

- 5 建設廃棄物の処分にあたっては、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、建設廃棄物の引き渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報を、パソコンにより印刷し、監督職員に提出すること。

- 6 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

第2章 施工

第7条 修繕内容

1 主な工事範囲

- 1) 1号炉主燃焼室及びガスチャンバー室耐火材補修
- 2) 主燃焼バーナー部品交換（1、2号炉）
- 3) 台車車輪冷却ファン（メタル冷却ファン）交換（1、2号炉）
- 4) 排気筒拡散装置（内筒）交換（1、2号炉）

2 火葬炉設備改修工事

1) 施工範囲（図面参照）

2) 使用材料

・耐火レンガ 並 SK-35	540枚
・アーチ異形レンガ 大 2SCD	16枚
・アーチ異形レンガ 小 2SCD	62枚
・下部受けレンガ 2SCD	70枚
・耐火モルタル SK-35	200kg
・耐火キャストブル CA-13S	400kg
・断熱キャストブル LC-10S	160kg
・ノズルチップ 低燃用	2個

・ノズルチップ 高燃用	2個
・点火トランス	2台
・電磁弁	4個
・メタル冷却ファン 0.2Kw	2台
・排気筒拡散装置（内筒） SUS	2基

3 施工条件

1) 施工中の配慮

対象工事施工に当たっては、施設運営と並行して行う工事であるため、本施設の運営に支障の無いよう作業日程、施工方法等について配慮すること。

2) 施工期間の制約

工事は施設休館日（友引）を利用し、施設の稼働停止時間を短縮すること。

3) 関連既存設備の調整

火葬炉設備が所定の機能を発揮できるよう、燃焼の特性を把握し、年間の使用に充分耐える仕様とする事。

4) 養生

工事に伴う、支障物の取り外し復旧工事及び現地養生工事については受注者の責任において施工すること。

第8条 完成引渡

工事終了後、発注者監督員の立会いのもとに完成検査を実施し、検査合格後引渡しを行なうものとする。

第9条 保証期間

保証の期間は完成引渡後2年間とする。ただし、消耗品類及び不可抗力的起因による場合は、この限りではない。

工 事 名 令和6年度 長狭地区火葬場火葬炉設備修繕工事

工 事 箇 所 長狭地区火葬場 鴨川市東町 1850 番地 17

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	<ul style="list-style-type: none">・工程については、監督職員に毎週一度必ず報告し、当初工程と著しく変更が生じた場合は監督職員と協議の上、変更工程表を作成すること。・施工時間は原則として午前8時30分から午後5時までとする。 なお、上記時間には準備及び片づけも含まれる。
用 地 関 係	<ul style="list-style-type: none">・特になし
公 害 対 策 関 係	<ul style="list-style-type: none">・鴨川市公害防止条例及び同条例規則における対象工事に該当する場合には鴨川市環境課へ「特定建設作業の届出」を提出すること。
安 全 対 策 関 係	<ul style="list-style-type: none">・工事施工中の安全管理はもちろんのこと、施工時間外における安全対策についても十分配慮すること。
工 事 用 道 路 関 係	<ul style="list-style-type: none">・特になし
仮 設 備 関 係	<ul style="list-style-type: none">・工事終了時には、必ず保安施設等を設置し、工事期間中に事故等が起きないよう安全対策に勤めること。
建 設 副 産 物 関 係	<ul style="list-style-type: none">・建設廃棄物については、監督職員の承諾を得た後、産業廃棄物処分業許可業者に運搬し、処理するものとする。
工 事 支 障 物 件	<ul style="list-style-type: none">・特になし。
排 水 工 関 係 (濁水処理含む)	<ul style="list-style-type: none">・特になし。
薬 液 注 入 関 係	<ul style="list-style-type: none">・特になし。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">・工事着工前に打合せを実施する。(監督職員、現場代理人、主任技術者)・施工する箇所については、位置が明示してあるが不相応、不明瞭箇所を明確にし、監督職員、現場代理人、主任技術者で打ち合わせを実施すること。・工程表、施工計画書の提出前の工事着手は原則として認めない。